

健発 0331 第 48 号
平成 27 年 3 月 31 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」等の施行に伴う調理師法関係法令の改正について
(施行通知)

先般、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成 26 年法律第 51 号。以下「整備法」という。)が平成 26 年 6 月 4 日に公布されたことを受け、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令」(平成 27 年政令第 128 号。以下「整備政令」という。)及び「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」(平成 27 年厚生労働省令第 55 号。以下「整備省令」という。)が平成 27 年 3 月 31 日に公布された。

これに伴い、調理師法(昭和 33 年法律第 147 号)等が改正され、平成 27 年 4 月 1 日に施行されることとなった。改正の趣旨、内容は下記のとおりであるので、御了知の上、その事務の運営に当たってよろしく御配慮願いたい。なお、移譲した事務・権限が円滑に実施されるよう、万全の支援を行う所存であるので、不明な点等があればご照会いただきたい。

記

第一 整備法について

1 趣旨

整備法は、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成 25 年 12 月 20 日閣議決定。）」を踏まえ、住民に身近な行政を地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするため、国から地方公共団体への事務・権限の移譲等を行うことを目的とするものである。

2 調理師法の一部改正の内容（整備法 22 条関係）

調理師に係る養成施設の指定・監督等の事務・権限を、都道府県知事が行うものとする。

第二 整備政令及び整備省令について

1 趣旨

整備法による関係法律の一部改正に伴い、関係政省令について所要の規定の整備等を行うものである。

2 調理師法施行令（昭和 33 年政令第 303 号）及び調理師法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 46 号）の一部改正の内容（整備政令第 13 条及び整備省令第 10 条関係）

調理師に係る養成施設の指定・監督に関する以下に掲げる事務・権限を、都道府県知事が行うものとする。

- ・調理師に係る養成施設の指定
- ・調理師に係る養成施設の指定内容の変更の承認及び届出
- ・調理師に係る養成施設に対する報告徴収及び指示
- ・調理師に係る養成施設の指定の取消し
- ・調理師に係る学力認定

第三 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日から施行すること。

第四 経過措置（整備法附則第 7 条、整備政令附則第 4 条）

- 1 整備法及び整備政令の規定による改正前の関係法令の規定によりされた指定の申請、処分等の行為に対する改正後の関係法令の適用については、改正後の関係法令の相当規定によりされた申請、処分等の行為とみなすこと。
- 2 整備法及び整備政令の規定による改正前の関係法令の規定により報告、届出、提出その他の手続きをしなければならないこととされている事項で、報告、届出等がされていないものについては、改正後の相当規定により、その手続きがなされていないものとみなし、改正後のそれぞれの規定を適用すること。